

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		<p>附 則 この規程は、平成27年10月1日から施行する。</p>	
別表第1 (略)		別表第1 (同 左)	
別表第2 (第3条第2項関係)		別表第2 (第3条第2項関係)	
事項	決裁者	事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第6号、第8号及び第9号を除く。)、第4条、第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。)及び第6条に定める事項	総務・労務・人事担当の理事	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第9号及び第10号を除く。)、第4条及び第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。)に定める事項	(同 左)
(略)		(同 左)	
分掌規程第2条(第6号、第8号及び第9号に限る。)、第3条、第5条(第2号及び第5号から第7号までに限る。)及び第20条第4号に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第2条(第7号、第9号及び第10号に限る。)、第3条、第5条(第2号及び第5号から第7号までに限る。)及び第20条第4号に定める事項	(同 左)
(略)		(同 左)	
別表第3 (略)		別表第3 (同 左)	